

仕 様 書

1 件名

令和7年度大和高田市ケアプラン点検業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

大和高田市役所（担当課の指定場所）

4 業務実績

地方公共団体等において、ケアプラン点検業務の受託実績を有する者であること。

5 資格要件

プライバシーマーク【JISQ15001】又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【JISQ27001】の認証取得をしているものであること。

6 業務内容

(1) ケアプラン点検支援業務(年間4回又は5回実施／16事業所以上／総件数46以上50以下プラン)

※1 令和6年度実績：4回実施／17事業所／総件数48プラン

※2 全件を面談していただきます。

ケアプラン点検支援については、下記の内容と手順にて行うこと。

① 点検方針

受注者は、厚生労働省の「ケアプラン点検支援マニュアル」等を参考に、「居宅サービス計画が適切な表記方法となっているか」、「アセスメントのそれぞれの根拠を確認できるか」、「短期目標、長期目標が連動しておりサービス内容が適切か」、「自立支援に資するものとして十分な内容となっているか」、「適切にサービスを評価し、その情報をサービス担当者会議等を通じて介護支援専門員に提供しているか」等の視点でケアプラン点検支援を行うこと。

② 点検方法及び実施スケジュール

対面での面談方式又はテレビ会議システムを活用した点検方式とする。

テレビ会議システムに必要な機材は、受注者が準備し、正常に運用できるように管理すること。

実施スケジュールは、市と受注者で協議し、決定する。

※3 実施時期は決まっていないが、2か月位の間隔での実施が望ましいと考えています。

③ 点検対象事業所及び対象となるケアプランの選定・通知

市は、受注者と協議の上、国民健康保険団体連合会の介護保険システム又は事業所独自の介護給付適正化支援システムを活用し、市の状況を把握した上で点検対象事業所及び点検対象とするケアプランを選定する。

点検対象事業所は、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、その他必要に応じて居宅サービス事業所とする。選定後、市から対象事業所及びケアマネジャーに案内文を通知する。

④ ケアプラン点検実施に伴う必要書類回収

対象事業所の担当ケアマネジャーは、下記の点検書類を市へ事前に提出する。

ア アセスメント表（課題分析、イの基になったものすべて）

イ 居宅サービス計画書（１）（２）、週間サービス計画表

ウ サービス利用票・別表（イ作成時の前後３か月分）

エ 支援経過記録（モニタリング含む。イ作成時の前後３か月分）

オ サービス担当者会議録（イを作成した時点のもの）

カ サービス計画書

⑤ ヒアリング指導者

ヒアリング指導者は、主任介護支援専門員もしくは主任介護支援専門員に準ずる資格を有し、自治体においてヒアリング指導実績を有すること。

※４ 主任介護支援専門員に準ずる資格とは、以前に主任介護支援専門員の資格を持ち、現在資格の有効期間が切れている方を準ずる資格としています。

⑥ ヒアリングポイントの準備

受注者は、市から提供する対象事業者から収集した点検資料を確認し、市とともにヒアリングにおける確認・指導のポイントを準備する。

※５ 分析方法については、指定しません。

⑦ ケアプラン点検の実施及び結果報告

受注者は市が用意した場所で、面談又はテレビ会議システムを利用して、対象事業者のケアマネジャーに点検方針及び事前確認ポイントを基にしたヒアリング・指導を行う。

テレビ会議システムを利用する場合には、受注者が事前に接続環境のテストを行うとともに、開催当日にシステム担当者を市に派遣し、現地サポートを行うこととする。

ヒアリング終了後、受注者は、実施結果をまとめた完了報告書を作成し、市へ提出する。

⑧ ケアプラン点検実施後のデータ集計

受注者は、ケアプラン点検を全件実施した後に対照群と非対照群に分けた給

付状況等の集計を実施するなど、その効果について分析の上、分析結果報告書を市へ提出する。

7 一般事項

- (1) 本契約は準委任契約とし、作業中における作業員の事故発生時の労災保険の適用は、受注者のものとする。
- (2) 市の責めに帰すべき理由を除き、第三者に及ぼした損害は受注者が負担する。
- (3) 作業により、建物、備品等を損傷しないように、十分注意すること。万一損傷した場合は、原状に回復するものとし、その費用は受注者が負担する。ただし、市と受注者の協議により、原状回復を金銭賠償とすることを妨げない。
- (4) 作業中、事故が発生した場合、速やかに安全策を講じるとともに事故の発生原因・処理状況を速やかに市の担当者へ報告すること。
- (5) 前項(1)⑦完了報告書及び(1)⑧分析結果報告書の提出後、内容に不備又は不完全が発見された場合は、受注者の責任において補正を行うこと。
- (6) 作業終了後、速やかに指導事項等の書類を作成し提出する。
- (7) 材料、使用機材、消耗品及び作業に関わる検査及び官公署等への届出手続に必要な費用は、別に定めのある場合を除き受注者の負担とする。ただし、光熱水費は除く。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、市と協議し決定するものとする。

8 支払

ケアプラン点検については、完了報告書及び分析結果報告書に基づく検査終了後、受注者の請求に基づき支払う。